

改正	昭和39年 7月20日告示第484号 昭和41年 2月 7日告示第51号 昭和46年10月 7日告示第554号 昭和48年 5月 7日告示第262号 昭和49年 6月13日告示第379号 昭和51年 7月29日告示第399号 昭和53年 6月15日告示第291号 昭和55年 5月29日告示第394号 昭和56年10月 5日告示第703号 昭和63年 7月25日告示第484号 平成 3年 3月14日告示第224号 平成 5年 7月12日告示第591号 平成11年 3月29日告示第208号 平成13年 3月12日告示第114号 平成14年10月21日告示第543号 平成18年 3月31日告示第298号 平成22年 3月31日告示第189号 平成26年12月18日告示第693号 平成29年 4月17日告示第221号 令和 3年 3月 4日告示第88号	昭和40年11月 1日告示第485号 昭和42年 5月 8日告示第220号 昭和47年 6月12日告示第364号 昭和49年 5月13日告示第305号 昭和50年 7月21日告示第384号 昭和52年 6月13日告示第311号 昭和54年 5月31日告示第367号 昭和56年 5月25日告示第422号 昭和61年10月13日告示第781号 平成元年 7月10日告示第496号 平成 3年 7月15日告示第513号 平成10年 7月 6日告示第351号 平成12年 7月10日告示第410号 平成13年 7月12日告示第322号 平成16年 7月 8日告示第429号 平成19年 3月30日告示第271号 平成24年 3月30日告示第304号 平成27年 3月16日告示第111号 平成30年 3月29日告示第262号 令和 3年 7月12日告示第397号
----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

長野県看護職員修学資金貸与規程を次のように定め、昭和37年 4月 1日から適用する。

長野県看護職員修学資金貸与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、県内の施設等における保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）の確保及び質の向上に資するため、看護職員を養成する学校又は養成所に在学する者及び大学院修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で将来県内の施設等において看護職員の業務（以下「業務」という。）に従事しようとするものに対し、予算の範囲内で、修学資金を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

(貸与の資格)

第2条 修学資金の貸与を受けることができる者は、将来成業の見込みがあると認められる者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第19条から第22条までの規定により、文部科学大臣又は都道府県知事が指定した学校又は養成所（以下「養成施設」という。）に在学中の者で、法第7条又は法第8条の規定による免許（以下「免許」という。）を受けた後、直ちに、次に掲げる県内の施設等において業務に従事する意思を有するもの

ア 医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定により許可を受けた病院のうち、病床数が200床未満のもの若しくは精神病床が80パーセント以上を占めるもの又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19条）第2条第1項に規定する過疎地域であつて、同条第2項の規定により公示されたもの（以下この号において「過疎地域」という。）にあるもの

イ 医療法第7条の規定により許可を受け、又は同法第8条の規定により届出をした診療所

ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設

エ 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院

オ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関

カ 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設のうち、同法第7条第2項に規定する重症心身障害児に対する同項に規定する障害児入所支援を行うもの

- キ 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第2項に規定する母子健康包括支援センター（次号において「母子健康包括支援センター」という。）
- ク 地域保健法（昭和22年法律第101号）第21条第2項第1号に規定する特定町村（次号において「特定町村」という。）又は過疎地域をその区域の全部若しくは一部とする町村（次号において「過疎地域の町村」という。）
- ケ 介護保険法第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業（同条第4項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）を行う事業所（次号において「訪問看護事業所」という。）

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院修士課程に在学中の者（法第7条の規定による免許を有する者に限る。）で、大学院修士課程を修了した後、直ちに次に掲げる県内の施設等において業務に従事する意思を有するもの

- ア 医療法第1条の2第2項に規定する医療提供施設
- イ 母子健康包括支援センター
- ウ 特定町村又は過疎地域の町村
- エ 訪問看護事業所

(貸与の額)

第3条 修学資金の貸与の額は、次の表のとおりとする。

区分	貸与の額		
	国・公立	私立	
保健師の養成施設に在学している者	月額 32,000円	月額 36,000円	
助産師の養成施設に在学している者	月額 32,000円	月額 36,000円	
看護師の養成施設に在学している者	月額 32,000円	月額 36,000円	
准看護師の養成施設に在学している者	在学する養成施設が学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校である者	月額 12,000円	—
	在学する養成施設が学校教育法による高等学校以外である者	月額 15,000円	月額 21,000円
大学院修士課程に在学している者	月額 83,000円	月額 83,000円	

2 前項の場合において、独立行政法人国立病院機構又は国立大学法人の養成施設（大学院修士課程を含む。）に在学している者に対する修学資金の貸与の額は、国・公立の養成施設に在学している者に対する修学資金の貸与の額と同額とする。

(貸与の期間)

第4条 修学資金の貸与の期間は、当該養成施設又は当該大学院修士課程の正規の修業期間内とする。

(利息)

第5条 修学資金には、利息を付けない。

(貸与の申請)

第6条 修学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、看護職員修学資金貸与申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、所定の期日までに当該養成施設又は当該大学院修士課程を置く大学の長を経由して知事に提出しなければならない。

- (1) 健康診断書
- (2) 出身学校の成績証明書
- (3) 当該養成施設又は当該大学院修士課程を置く大学の長の推薦調書（様式第2号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

(保証人)

第7条 申請者は、2人の保証人を立て、申請書にその連署を得なければならない。

2 前項の場合において、申請者が未成年者であるときは、保証人の1人を親権者又は後見人としなければならない。

3 第1項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負うものとする。

(貸与の決定)

第8条 知事は、申請書を受理したときは、審査をし、適当と認めるときは、修学資金の貸与を決定するものとする。

2 知事は、前項の規定により貸与を決定したときは、その旨を当該養成施設又は当該大学院修士課程を置く大学の長を経由して申請者に通知するものとする。

(修学資金の交付)

第9条 修学資金は、各年度分を4分して、各四半期の期間中に当該四半期分を交付する。ただし、知事が必要と認めたときは、当該交付に係る年度分に限り2以上の四半期分をあわせて交付することがある。

(貸与の休止)

第10条 第8条第2項の規定による修学資金の貸与の決定通知を受けた者(以下「修学生」という。)が休学し、又は停学の処分を受けたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸与は、休止する。

(決定の取消し)

第11条 修学生が次の各号の一に該当するに至つたときは、第8条第1項の規定による決定を取り消すものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) その他修学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(返還)

第12条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたとき、その事実が生じた日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間に相当する期間内(大学院修士課程に在学する者に係る修学資金の貸与を受けた者にあつては、10年以内。返還の債務の履行が猶予されたときはこれらの期間と当該猶予された期間を合算した期間内)に修学資金を返還しなければならない。

- (1) 前条の規定による取消しがあつたとき。
- (2) 養成施設に在学する者に係る修学資金の貸与を受けた者が、当該養成施設を卒業した日から1年以内に免許を受けなかつたとき、又は免許を受けた後、直ちに、第2条第1号のアからケまでに掲げる県内の施設等において業務に従事しなかつたとき。
- (3) 大学院修士課程に在学する者に係る修学資金の貸与を受けた者が大学院修士課程を修了した後、直ちに、第2条第2号のアからエまでに掲げる県内の施設等において業務に従事しなかつたとき。
- (4) 次条の規定による修学資金の返還の債務の免除を受ける前に、業務上以外の理由により死亡し、又は第2条第1号のアからケまで若しくは同条第2号のアからエまでに掲げる県内の施設等において業務に従事しなくなつたとき。
- (5) 第2号に規定する当該養成施設卒業後引き続き他の養成施設において在学し、又は大学院修士課程修了後引き続き大学院博士課程において在学し、その後退学し、その退学に引き続いてそれぞれ第2条第1号のアからケまで又は同条第2号のアからエまでに掲げる県内の施設等において業務に従事しなくなつたとき。

2 修学資金の返還は、看護職員修学資金返還明細書(様式第3号)により月賦又は半年賦の均等払方式とする。ただし、繰上げ償還を妨げない。

(返還の債務の免除)

第13条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、修学資金の返還の債務の額の全部を免除する。

- (1) 養成施設に在学する者に係る修学資金の貸与であつた場合で、養成施設を卒業した日から1年以内に免許を取得し、又は養成施設を卒業した後、直ちに、第2条第1号のアからケまでに掲げる県内の施設等において業務に従事し、かつ、従事した期間が5年間(その者の卒業した養成

施設と異種の養成施設への進学、災害、疾病、負傷等やむを得ない理由により業務に従事しなかつた期間がある場合は、当該従事しなかつた期間を5年に加えた期間) 継続したとき。ただし、同号のケに掲げる施設において業務に従事する場合にあつては、同号のアからキまでに掲げる施設において業務に従事した期間が3年以上ある者に限る。

(2) 大学院修士課程に在学する者に係る修学資金の貸与であつた場合で、大学院修士課程を修了した後、直ちに、第2条第2号のアからエまでに掲げる県内の施設等において業務に従事し、かつ、従事した期間が5年間(博士課程への進学、災害、疾病、負傷等やむを得ない理由により業務に従事しなかつた期間がある場合は、当該従事しなかつた期間を5年間に加えた期間) 継続したとき。ただし、同号のエに掲げる施設において業務に従事する場合にあつては、同号のアに掲げる施設において業務に従事した期間が3年以上ある者に限る。

2 前項各号に規定する業務の従事期間内において当該業務上の理由により死亡し、又は当該業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなつたときは、修学資金の返還の債務の額(履行期が到来していない部分に限る。次項及び第4項において同じ。)の全部を免除する。

3 知事は、修学資金の貸与を受けた者が死亡し、又は心身の故障により貸与を受けた修学資金を返還することができなくなつたときは、当該返還の債務の額の全部又は一部を免除することがある。

4 知事は、養成施設に在学する者に係る修学資金の貸与を受けた者が、第2条第1号のアからケまでに掲げる県内の施設等において業務に従事した期間が修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間以上に至つたときは、同号のアからケまでに掲げる県内の施設等において業務に従事した期間を修学資金の貸与を受けた期間(2年に満たないときは、2年とする。)の2分の5に相当する期間で除して得た数値(この数値が1を超えるときは、1とする。)を返還の債務の額に乗じて得た額の修学資金の返還の債務を免除することがある。

第14条 前条の規定により修学資金の返還債務の免除を受けようとする者は、看護職員修学資金返還債務免除申請書(様式第4号)に、業務従事期間に関する所属長の証明書、医師の診断書又は災害に関する市町村長の証明書のうち必要な書類その他知事はその都度指示する書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する申請書を提出した者について、審査の上返還債務の額の全部又は一部を免除することを決定したときは、その旨を当該免除を受ける者に通知するものとする。

(返還の債務の履行猶予)

第15条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金の返還の履行を猶予する。

(1) 第11条第2号から第4号まで及び第6号の規定による取消しがあつた後も引き続き当該養成施設又は当該大学院修士課程に在学しているとき。

(2) 当該養成施設を卒業後、さらに異種の養成施設に修学しているとき又は当該大学院修士課程修了後、さらに大学院博士課程に在学しているとき。

2 知事は、修学資金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、履行期の到来していない修学資金の返還の債務の履行を猶予することがある。

(1) 第2条第1号のアからケまで又は同条第2号のアからエまでに掲げる県内の施設等において、業務に従事しているとき。

(2) 災害、疾病、その他やむを得ない理由があるとき。

(返還債務履行猶予の申請)

第16条 修学資金の返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、看護職員修学資金返還債務履行猶予申請書(様式第5号)に、災害に関する市町村長の証明書又は疾病に関する医師の診断書その他知事はその都度指示する書類を添えて知事に提出しなければならない。

(延滞利息)

第17条 修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなくて修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額について年14.5パーセントの割合による延滞利息を払わなければならない。

(届出)

第18条 修学生は、休学、停学若しくは退学したとき又は修学資金の貸与を辞退するときは遅滞なく

休学（停学、退学）（修学資金辞退）届（様式第6号）によりその旨を当該養成施設又は当該大学院修士課程を置く大学の長を経由して知事に届け出なければならない。

- 2 修学生が当該養成施設卒業後引き続いて他の養成施設に在学することとなつたとき若しくは当該大学院修士課程修了後引き続いて大学院博士課程に在学することとなつたとき又は修学資金の貸与を受けて業務に従事している者が第13条の規定により修学資金の返還の債務の免除を受ける前に、その従事した期間に引き続いて他の養成施設若しくは大学院博士課程に在学することとなつたときは、遅滞なく進学届（様式第7号）によりその旨を当該他の養成施設又は当該大学院博士課程を置く大学の長を経由して知事に届け出なければならない。

第19条 修学生又は修学資金の貸与を受けた者は、修学資金返還前に本人又は保証人の身分、住所、職業、勤務場所その他重要な事項に異動があつたときは、遅滞なくその旨を、異動届（様式第8号）により知事に届け出なければならない。

- 2 修学生又は修学資金の貸与を受けた者は、保証人が死亡し、若しくはその他の事情により資格を失い、又は知事が不相当と認めてその変更を求めたときは、遅滞なく別の保証人を定め、その連署を得た保証人変更届（様式第9号）を提出しなければならない。

第20条 修学資金の貸与を受けた者が第2条第1号のアからケまで又は同条第2号のアからエまでに掲げる県内の施設等において業務に就業したときは、就業届（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

（補則）

第21条 この規定に定めるもののほか、修学資金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

前 文（抄）（昭和40年11月1日告示第485号）

昭和40年度分の貸付金から適用する。

前 文（抄）（昭和41年2月7日告示第51号）

昭和41年4月1日から適用する。

前 文（抄）（昭和42年5月8日告示第220号）

昭和42年4月1日から適用する。

前 文（抄）（昭和46年10月7日告示第554号）

昭和46年4月1日から適用する。

附 則（昭和47年6月12日告示第364号）

（経過処置）

- 1 昭和47年3月31日、現に在学する者に係る貸与の額は、この告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 2 この告示の適用月以後において、転学し、編入学し、又は再入学した者に係る貸与の額は、当該者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。

前 文（抄）（昭和48年5月7日告示第262号）

昭和48年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年5月13日告示第305号）

（適用期日）

- 1 この告示は、昭和49年4月1日から適用する。

（経過処置）

- 2 昭和49年3月31日、現に第2条第1号に規定する養成施設に在学する者に係る修学資金の貸与については、この告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

前 文（抄）（昭和49年6月13日告示第379号）

昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年6月13日告示第379号）

（経過処置）

- 1 昭和49年3月31日、現に在学する者に係る貸与の額は、この告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 2 この告示の適用月以後において、転学し、編入学し、又は再入学した者に係る貸与の額は、当該者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。

附 則（昭和50年 7月21日告示第384号）

- 1 この告示は、昭和50年 4月 1日（以下「適用日」という。）から適用する。
（経過処置）
- 2 昭和50年 3月31日、現に在学する者に係る貸与の額はこの告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 適用日以後において、転学し、編入学し、又は再入学した者に係る貸与の額は、当該者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。

附 則（昭和51年 7月29日告示第399号）

（適用期日）

- 1 この告示は、昭和51年 4月 1日（以下「適用日」という。）から適用する。
（経過処置）
- 2 昭和51年 3月31日、現に在学する者に係る貸与の額は、この告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 3 適用日以後において、転学し、編入学し、又は再入学した者に係る貸与の額は、当該者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。

附 則（昭和52年 6月13日告示第311号）

（適用期日）

- 1 この告示は、昭和52年 4月 1日（以下「適用日」という。）から適用する。
（経過処置）
- 2 昭和52年 3月31日、現に在学する者に係る貸与の額は、この告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 適用日以後において、転学し、編入学し、又は再入学した者に係る貸与の額は、その者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。

附 則（昭和53年 6月15日告示第291号）

（適用期日）

- 1 この告示は、昭和53年 4月 1日（以下「適用日」という。）から適用する。
（経過処置）
- 2 昭和53年 3月31日、現に在学する者に係る貸与の額は、この告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 適用日以後において、転学し、編入学し、又は再入学した者に係る貸与の額は、その者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。

附 則（昭和54年 5月31日告示第367号）

（適用期日）

- 1 この告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、昭和54年 4月 1日（以下「適用日」という。）から適用する。
（経過処置）
- 2 昭和54年 3月31日、現に在学する者に係る貸与の額は、改正後の規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 適用日以後において、転学し、編入学し、又は再入学した者に係る貸与の額は、その者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。

附 則（昭和55年 5月29日告示第394号）

（適用期日）

- 1 この告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、昭和55年 4月 1日（以下「適用日」という。）から適用する。
（経過処置）
- 2 昭和55年 3月31日、現に在学する者に係る貸与の額は、改正後の規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 適用日以後において、転学し、編入学し、又は再入学した者に係る貸与の額は、その者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。

附 則（昭和56年 5月25日告示第422号）

(適用期日)

- 1 この告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、昭和56年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過処置)

- 2 昭和56年3月31日、現に在学する者に係る貸与の額は、改正後の規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 適用日以後において、転学し、編入学し、又は再入学した者に係る貸与の額は、その者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。

附 則（昭和61年10月13日告示第781号）

(適用期日等)

- 1 この告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程の規定は、昭和61年4月1日以後に長野県看護職員修学資金の貸与の申請があつた者について適用し、同日前に当該修学資金の貸与の決定があつた者については、なお従前の例による。
- 2 昭和61年4月1日以後において、転学し、編入学し、又は再入学した者に係る貸与の額は、その者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。

附 則（昭和63年7月25日告示第484号）

(適用期日)

- 1 この告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、昭和63年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過処置)

- 2 昭和63年3月31日、現に在学する者に係る貸与の額は、改正後の規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 適用日以後において、転学し、編入学し、又は再入学した者に係る貸与の額は、その者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。

附 則（平成元年7月10日告示第496号）

(適用期日)

- 1 この告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成元年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過処置)

- 2 平成元年3月31日、現に在学する者に係る貸与の額は、改正後の規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 適用日以後において、転学し、編入学し、又は再入学した者に係る貸与の額は、その者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。

附 則（平成3年3月14日告示第224号）

(適用期日)

- 1 この告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程（以下「改正後の規程」という。）第2条第2号のアの(ア)の規定は、平成2年4月1日から適用する。

(経過処置)

- 2 平成2年3月31日、現に第2条第1号に規定する養成施設に在学する者に係る修学資金の貸与の資格は、改正後の規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の規程の修学資金の返還、返還の債務の免除及び返還の債務の履行猶予に係る規定は、平成元年度以後に養成施設を卒業した者について適用し、同年度前に養成施設を卒業した者については、なお従前の例による。

附 則（平成3年7月15日告示第513号）

(適用期日等)

- 1 この告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程（以下「改正後の規程」という。）第1条、第2条第1号及び第2号並びに第3条の規定は、平成3年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 改正後の規程第12条第1項第3号から第5号までの規定、第13条第1項各号及び第3項並びに第15条第2項第1号の規定は、平成2年度以後に養成施設を卒業した者から適用する。

(経過処置)

- 3 平成3年3月31日、現に第2条第1号に規定する養成施設に在学する者に係る修学資金の貸与の資格は、改正後の規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成3年3月31日、現に在学する者に係る貸与の額は、改正後の規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 適用日以後において、転学し、編入学し、又は再入学した者に係る貸与の額は、その者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。
- 6 平成2年度前に養成施設を卒業した者に係る修学資金の返還、返還の債務の免除及び返還の債務の履行猶予については、なお従前の例による。

附 則 (平成5年7月12日告示第591号)

この告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程の規定は、この告示の日以後に長野県看護職員修学資金の貸与の決定があった者について適用し、同日前に当該修学資金の貸与の決定があった者については、なお従前の例による。

附 則 (平成10年7月6日告示第351号)

この告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程の規定は、この告示の日以後に長野県看護職員修学資金の貸与の決定があった者について適用し、同日前に当該修学資金の貸与の決定があった者については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年7月10日告示第410号)

この告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程の規定は、この告示の日以後に長野県看護職員修学資金の貸与の決定があった者について適用し、同日前に当該修学資金の貸与の決定があった者については、なお従前の例による。

前 文 (抄) (平成13年3月12日告示第114号)

平成13年4月1日から適用する。

附 則 (平成13年7月12日告示第322号)

この告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程の規定は、この告示の日以後に長野県看護職員修学資金の貸与の決定があった者について適用し、同日前に当該修学資金の貸与の決定があった者については、なお従前の例による。

附 則 (平成14年10月21日告示第543号)

この告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程の規定は、この告示の日以後に長野県看護職員修学資金の貸与の決定があった者について適用し、同日前に当該修学資金の貸与の決定があった者については、なお従前の例による。

附 則 (平成16年7月8日告示第429号)

この告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程の規定は、この告示の日以後に長野県看護職員修学資金の貸与の決定があった者について適用し、同日前に当該修学資金の貸与の決定があった者については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年3月31日告示第298号)

(施行期日等)

- 1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条第1号に次のように加える改正規定(指定医療機関に係る部分に限る。) 平成18年10月1日
 - (2) 第2条第1号のア及び次項の規定 平成19年4月1日
- 2 この告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程(以下「改正後の規程」という。)第2条第1号のア、第12条第1項第2号、第5号及び第6号、第13条第1項第1号及び第4項第1号、第15条第2項第1号並びに第20条の規定は、平成19年3月31日以後に改正後の規程第2条第1号に規定する養成施設の修業年限を満了する者から適用する。

(経過措置)

- 3 平成18年4月1日前にこの告示による改正前の長野県看護職員修学資金貸与規程第3条第1項に規定する修学資金(大学院修士課程に在学する者に係るものを除く。)の貸与の決定があった者に係る改正後の規程第12条第1項第2号、第5号及び第6号、第13条第1項第1号及び第4項第1号、

第15条第2項第1号並びに第20条の規定の適用については、これらの規定中「県内の施設等」とあるのは「県内の施設等又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設」とする。

- 4 平成19年3月31日に長野県木曾看護専門学校の修業年限を満了する者に係る改正後の規程第13条第1項第4号の規定の適用については、同号中「4年間」とあるのは「2年間」と、「4年に」とあるのは「2年に」とする。

附 則（平成19年3月30日告示第271号）

（施行期日等）

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程の規定は、この告示の施行の日以後に長野県看護職員修学資金の貸与の決定があった者について適用し、同日前に当該修学資金の貸与の決定があった者については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月31日告示第189号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の長野県看護職員修学資金貸与規程第3条第1項に規定する修学資金（大学院修士課程に在学する者に係るものを除く。）の貸与の決定があった者に係るこの告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程（以下「改正後の規程」という。）第12条第1項第2号、第4号及び第5号、第13条第1項第1号及び第4項並びに第15条第2項第1号の規定の適用については、改正後の規程第12条第1項第2号中「県内の施設等」とあるのは「県内の施設等若しくは長野県立病院条例を廃止する条例（平成21年長野県条例第53号）による廃止前の長野県立病院条例（昭和41年長野県条例第57号）第4条第1項の長野県立病院（以下「旧県立病院」という。）」と、同項第4号中「県内の施設等」とあるのは「県内の施設等若しくは旧県立病院」と、同項第5号中「まで又は」とあるのは「まで若しくは」と、同号、改正後の規程第13条第1項第1号及び第4項並びに第15条第2項第1号中「県内の施設等」とあるのは「県内の施設等又は旧県立病院」と、改正後の規程第15条第2項第1号中「又は」とあるのは「若しくは」とする。

附 則（平成24年3月30日告示第304号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程の規定は、この告示の施行の日以後に長野県看護職員修学資金の貸与の決定があった者について適用し、同日前に当該修学資金の貸与の決定があった者については、なお従前の例による。

前 文（抄）（平成26年12月18日告示第693号）

平成27年1月1日から施行します。

前 文（抄）（平成27年3月16日告示第111号）

平成27年4月1日から施行します。

前 文（抄）（平成30年3月29日告示第262号）

平成30年4月1日から施行します。

附 則（令和3年3月4日告示第88号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の長野県看護職員修学資金貸与規程第3条第1項に規定する修学資金（大学院修士課程に在学する者に係るものを除く。）の貸与の決定があった者に係るこの告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程（以下「改正後の規程」という。）第12条第1項第2号、第4号及び第5号、第13条第1項第1号及び第4項、第15条第2項第1号並びに第20条の規定の適用については、改正後の規程第12条第1項第2号中「県内の施設等」とある

のは「県内の施設等若しくは地方独立行政法人長野県立病院機構が設置する病院（助産師の業務に限る。以下「機構病院」という。）」と、同項第4号及び第5号、改正後の規程第15条第2項第1号並びに第20条中「ケまで」とあるのは「ケまでに掲げる県内の施設等若しくは機構病院」と、改正後の規程第13条第1項第1号及び第4項中「県内の施設等」とあるのは「県内の施設等又は機構病院」とする。

附 則（令和3年7月12日告示第397号）

この告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程の修学資金の返還、返還の債務の免除及び返還の債務の履行猶予に係る規定は、令和4年3月31日以後にこの告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程第2条第1項に規定する養成施設の修業年限を満了し、又は同条第2号に規定する大学院修士課程を修了する者について適用し、同日前に同条第1号に規定する養成施設の修業年限を満了し、又は同条第2号に規定する大学院修士課程を修了した者については、なお従前の例による。

（様式第1号）

（第6条関係）

（様式第2号）

（第6条関係）

（様式第3号）

（第12条関係）

（様式第4号）

（第14条関係）

（様式第5号）

（第16条関係）

（様式第6号）

（第18条関係）

（様式第7号）

（第18条関係）

（様式第8号）

（第19条関係）

（様式第9号）

（第19条関係）

（様式第10号）

（第20条関係）